

茨木市腸管出血性大腸菌O157食中毒対策委員会設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、腸管出血性大腸菌O157(以下「O157」という。)による感染を防止するため、O157による食中毒が発生した場合又はそのおそれがある場合の総合的な対策を定めるものである。

(設置)

第2 第1の目的を達成するため、茨木市腸管出血性大腸菌O157食中毒対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) O157食中毒発生状況の把握に関すること。
- (2) O157食中毒に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) O157食中毒の予防と対策に関すること。

(組織)

第4 委員会は、副市長、水道事業管理者、教育長及び部長の職にあるもの並びに市長が指定する職にある者をもって組織する。

(委員長等)

第5 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は健康福祉部担当副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の事務を掌理し、これを代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、他の副市長の職にある者がその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、主幹する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(報告等)

第7 委員長は、委員会において審議した事項を随時市長に報告するものとする。

- 2 各委員等は、所掌事務第3に係る事項について必要のある場合は、委員長に報告するものとする。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、健康福祉部保健医療課において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 7 月 24 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 8 月 14 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 25 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。